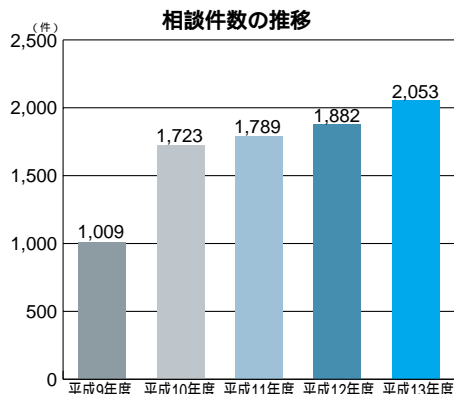


悪質商法が多様化 契約は慎重に

相談件数は年々増加
平成十三年度、消費生活センターに寄せられた相談は二千五百三十三件で、



昨年に比べて百七十一件増えました。トラブルが多様化し、被害に遭う可能性が増えています。契約は慎重に行い、被害に遭わないよう十分注意しましょう。

悪質商法代表例

SF（催眠）商法

日用品の無料配布や安売りで会場に誘い、最後に何十万円もする健康食品や羽毛布団などを売りつける商法です。

点検商法

「無料で床下や配管を点検します」と業者が来訪し、「床下が湿気している」「シロアリがいる」などと言って作業をし、高額な請求をする商法です。

アポイントメント商法

突然の電話で呼び出し、事務所や

展示会場へ連れて行き、高額な宝石、絵画、ビデオなどを売りつける商法です。

クーリングオフ

クーリングオフは、取引などで契約を結んだときに、消費者から契約を解除できる、法律で定められた制度です。取引の種類でクーリングオフができる期間が異なるため、注意が必要です。クーリングオフは下の書き方を参考に、書面で通知しましょう。

なお、トラブルを防止するために、送付する前に書面とあて先をコピーして、配達記録郵便で郵送してください。

契約解除通知

わたしは、貴社と結んだ左記の契約を解除します。

記

契約年月日
商品名（または役務名）
商品代金
住所
氏名

平成 年 月 日

問い合わせは消費生活センター 230 1755へ。

事例 一年ほど前に借りたレンタルビデオを返していませんでした。最近になって、債権回収代行業者から「延滞ビデオ七本のレンタル代金七十八万円を支払え」という通知が届きました。その後、債権業者からの「集金に出向く」との連絡に怖くなり、「毎月分割で五万円支払う」と答えてしまいました。七本のうち四本は自宅にありましたが、残り三本は紛失してしまいました。その間、レンタルビデオ店から

消費者の豆知識

催促されたことはありません。高額な延滞金を支払わなければならないでしょうか。

回答 レンタルビデオ・CDは、二泊三日などの貸出期間ごとにレンタル料金が定められており、返却が遅れると延滞料が請求されます。返却が遅れたことで、別の客にレンタルすれば得られるはずの収益を失い損害を被ったとレンタルビデオ店は主張します。しかし、店は延滞していることを電話などで消費者に知らせ、返却の催促をすることができたはずで

トラブルが増えています レンタルビデオの延滞金

また、消費者がレンタルビデオ店から債権譲渡の通知を受けていない場合は、支払交渉相手はレンタルビデオ店です。ビデオテープの所有権はレンタルビデオ店にあるので、早急に返却しましょう。紛失したビデオテープは再取得価格で弁償することになります。法外な延滞金は減額交渉が可能です。ビデオレンタルには標準約款がなく、延滞金も共通の取り決めがありません。このため、事例のようなトラブルが多発しています。保管・管理



に注意する 返却しやすい自宅近くの店舗を選ぶなど、消費者自身の注意も必要です。債権譲渡されたと主張する業者の中には、実際には法的資格がないケースもあります。トラブルに遭っても安易に返事をしないようにしましょう。問い合わせは消費生活センター 230 1755へ。